

# 下水道使用料改定のお知らせ

令和7年(2025年)4月1日から下水道使用料を改定いたします。

※ このお知らせは、下水道を使用していない方へも配布しています。

お手元の「上下水道使用量のお知らせ」の下水道料金が「0円」の方は、改定による変更はございません。

日頃より、下水道事業にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

下水道事業は、市民の皆さまの健康で快適な生活環境をつくり、川や海などの水質を保全するとともに、雨水を排除して街の浸水を防ぐ重要な事業です。

この下水道事業の費用は、自然現象である雨水に係わる費用は市税で賄い、家庭や事業所などで発生した汚水を処理して河川へ放流するための費用（汚水処理費）は、使用者の皆さまに下水道使用料として負担していただいております。

この下水道使用料を令和7年4月1日に改定いたします。

## ○下水道使用料の改定について

地方公営企業法に基づく独立採算の原則から、汚水処理費は、そのすべてを下水道使用料で賄うこととなります。そして、汚水処理費を下水道使用料で賄っている割合を示す、経費回収率は100%以上であることが求められています。

本市の下水道使用料は、経費回収率100%を目指して段階的に改定しており、平成元年度に約33%であった経費回収率は、人口の増加による下水道使用料の増加と7回の使用料改定により、平成30年度には約91%まで改善しました。

しかし現在、人口の増加数が鈍くなるとともに、節水機器の普及やライフスタイルの多様化などにより使用水量が減り、令和4年度、5年度と連続して下水道使用料は減少し、今後も減少傾向が続く見込みとなっています。一方、汚水の処理を開始してから54年が経過し、施設の老朽化による更新や耐震化の費用が増加するとともに、物価の上昇などにより、汚水処理費は増加傾向にあり、経費削減と効率化に引き続き取り組んだ場合でも、今後の汚水処理費は増加が続く見込みです。

※ 下水道使用料と汚水処理費の推移(平成26年度～令和15年度)は裏面をご覧ください。

このため、経費回収率は平成30年度をピークに悪化し、令和5年度には約85%となり、下水道使用料の不足額約5億3千万円を市税で補てんしました。今回、改定をしない場合には令和7年度の補てん額が約7億1千万円となり、その後も補てん額は増加する見込みです。

このような状況であることから、今回の改定では令和7年度、8年度、9年度の経費回収率の平均が100%以上となることを目指した下水道使用料の改定を行うこととしました。

この結果、平均改定率は23.34%と高い率となりましたが、衛生的な日常生活に必要な不可欠な下水道サービスを安定的、継続的に提供するために必要な平均改定率です。今後も経費削減と効率化に努めてまいりますので、皆さまのより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

## ○下水道処理場の種類とメリット・デメリット

下水処理場には、市が下水処理場を整備し、市内の汚水を処理する「単独処理場」と、県が下水処理場を整備し、複数の市町村の汚水を集めて処理する「流域処理場」の二種類があります。

本市では、昭和40年代の急速な人口増加に対応するため、早期に下水処理が開始できる単独処理場の整備を決断しました。その結果、本市周辺の流域処理の市よりも早く生活環境が改善され、市の発展に寄与してきました。

しかし、単独処理場は、流域処理場に比べるとスケールメリットが無いいため、汚水処理費が割高になるというデメリットがあります。

一方、単独処理場のメリットは、地震による被害の可能性が流域処理場の場合より低いことです。流域処理場は相模川の河口にあるため、津波被害の可能性もあります。また、本市は流域処理場から遠く離れているため、流域処理場との間で下水道管が損傷する可能性も高くなります。

## ○2か月あたりの下水道使用料単価表(消費税抜き)

区分	使用水量(水道水と地下水等の合計)	現行	改定後
一般汚水	基本料金16 <sup>3</sup> まで	1,350 円	1,666 円
	16 <sup>3</sup> を超え、30 <sup>3</sup> までの分	112 円	138 円
	30 <sup>3</sup> を超え、50 <sup>3</sup> までの分	125 円	154 円
	50 <sup>3</sup> を超え、100 <sup>3</sup> までの分	139 円	171 円
	100 <sup>3</sup> を超え、200 <sup>3</sup> までの分	159 円	196 円
	200 <sup>3</sup> を超え、400 <sup>3</sup> までの分	188 円	232 円
	400 <sup>3</sup> を超え、600 <sup>3</sup> までの分	201 円	248 円
	600 <sup>3</sup> を超え、1,000 <sup>3</sup> までの分	215 円	265 円
	1,000 <sup>3</sup> を超え、2,000 <sup>3</sup> までの分	249 円	307 円
	2,000 <sup>3</sup> を超える分	264 円	326 円
浴場汚水	1 <sup>3</sup> につき	14 円	17 円
水泳場汚水	1 <sup>3</sup> につき	106 円	131 円

### 【下水道使用料の計算のしかた(例)】

・使用水量が2か月で40<sup>3</sup>の場合

- ① 基本料金(16<sup>3</sup>までの分) 1,666円  
 ② 16<sup>3</sup>を超え30<sup>3</sup>までの分 (30<sup>3</sup> - 16<sup>3</sup>) 14<sup>3</sup> × 138円 = 1,932円  
 ③ 30<sup>3</sup>を超え40<sup>3</sup>までの分 (40<sup>3</sup> - 30<sup>3</sup>) 10<sup>3</sup> × 154円 = 1,540円  
 (① + ② + ③) × 1.1 (消費税10%) = 5,651円 (消費税込み)

※ 使用水量ごとの下水道使用料(一般汚水)の早見表は裏面をご覧ください。

## ○改定後の使用料の適用について

改定した下水道使用料は、令和7年(2025年)4月1日から適用となります。

なお、使用期間が4月1日をまたぐ場合の使用料は、改定前の使用料と改定後の使用料の使用日数に応じた日割り計算で算出した金額になります。

### 【問い合わせ先】

○下水道使用料改定について

大和市 環境施設農政部 下水道経営課 経営係 TEL 046-260-5720

ホームページ <https://www.city.yamato.lg.jp/gyosei/soshiki/17/keiei/21182.html>

○下水道使用料の減免及び徴収猶予の相談

大和市 環境施設農政部 下水道経営課 管理・排水設備係 TEL 046-260-5468



○2か月あたりの一般汚水の下水道使用料早見表(消費税込み)

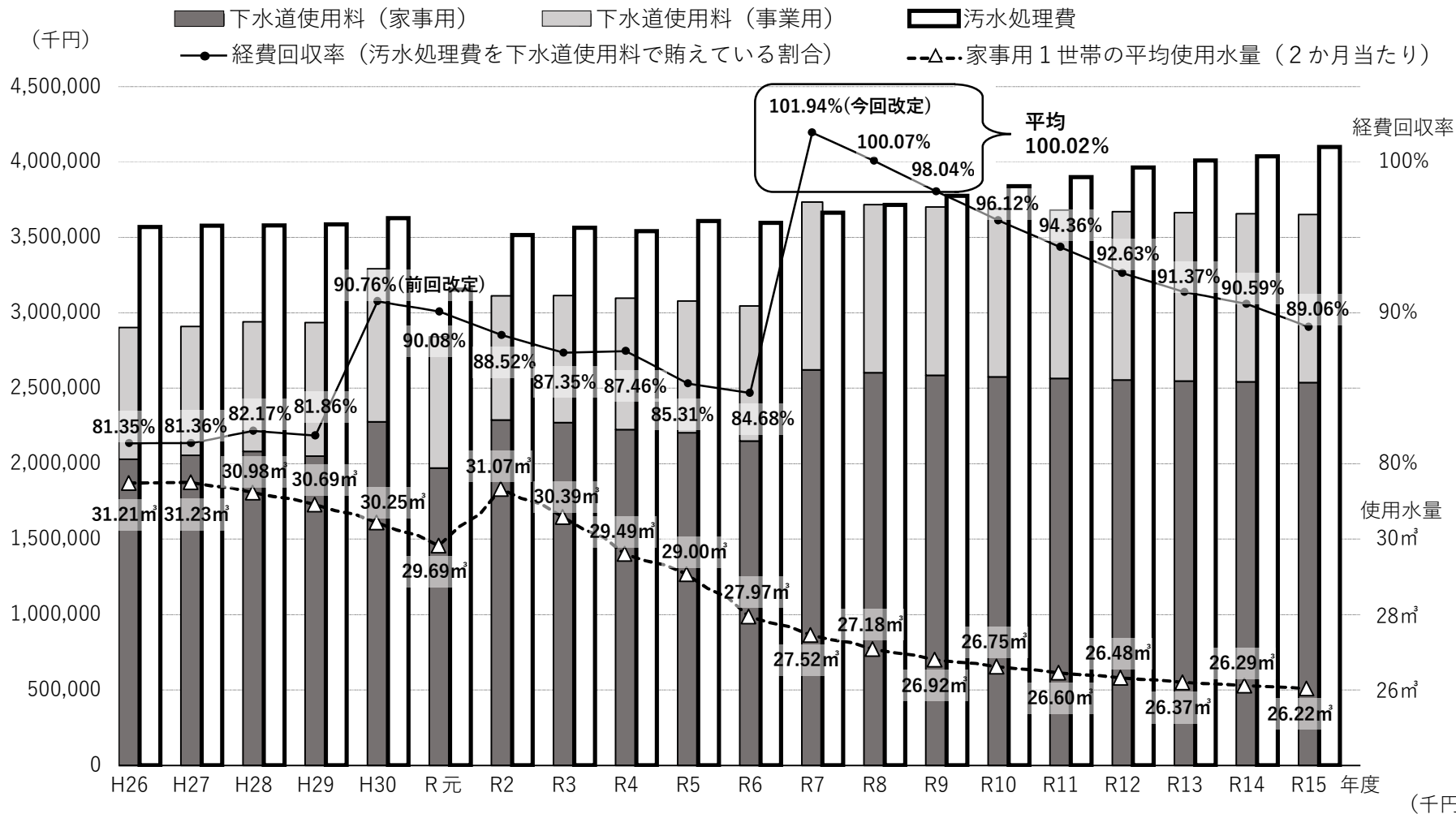
※ 太線で下水道使用料の単価が変わります

使用水量 (m <sup>3</sup> )	下水道使用料金(円)		増加額 (円)
	現行	改定後	
<b>0~16</b>	1,485	1,832	347
<b>17</b>	1,608	1,984	376
<b>18</b>	1,731	2,136	405
<b>19</b>	1,854	2,288	434
<b>20</b>	1,977	2,439	462
<b>21</b>	2,101	2,591	490
<b>22</b>	2,224	2,743	519
<b>23</b>	2,347	2,895	548
<b>24</b>	2,470	3,047	577
<b>25</b>	2,593	3,198	605
<b>26</b>	2,717	3,350	633
<b>27</b>	2,840	3,502	662
<b>28</b>	2,963	3,654	691
<b>29</b>	3,086	3,806	720
<b>30</b>	3,209	3,957	748
<b>31</b>	3,347	4,127	780
<b>32</b>	3,484	4,296	812
<b>33</b>	3,622	4,466	844
<b>34</b>	3,759	4,635	876
<b>35</b>	3,897	4,804	907
<b>36</b>	4,034	4,974	940
<b>37</b>	4,172	5,143	971
<b>38</b>	4,309	5,313	1,004
<b>39</b>	4,447	5,482	1,035
<b>40</b>	4,584	5,651	1,067
<b>41</b>	4,722	5,821	1,099
<b>42</b>	4,859	5,990	1,131
<b>43</b>	4,997	6,160	1,163
<b>44</b>	5,134	6,329	1,195
<b>45</b>	5,272	6,498	1,226
<b>46</b>	5,409	6,668	1,259
<b>47</b>	5,547	6,837	1,290
<b>48</b>	5,684	7,007	1,323
<b>49</b>	5,822	7,176	1,354
<b>50</b>	5,959	7,345	1,386

使用水量 (m <sup>3</sup> )	下水道使用料金(円)		増加額 (円)
	現行	改定後	
<b>51</b>	6,112	7,533	1,421
<b>52</b>	6,265	7,722	1,457
<b>53</b>	6,418	7,910	1,492
<b>54</b>	6,571	8,098	1,527
<b>55</b>	6,724	8,286	1,562
<b>56</b>	6,877	8,474	1,597
<b>57</b>	7,030	8,662	1,632
<b>58</b>	7,183	8,850	1,667
<b>59</b>	7,335	9,038	1,703
<b>60</b>	7,488	9,226	1,738
<b>61</b>	7,641	9,414	1,773
<b>62</b>	7,794	9,603	1,809
<b>63</b>	7,947	9,791	1,844
<b>64</b>	8,100	9,979	1,879
<b>65</b>	8,253	10,167	1,914
<b>66</b>	8,406	10,355	1,949
<b>67</b>	8,559	10,543	1,984
<b>68</b>	8,712	10,731	2,019
<b>69</b>	8,864	10,919	2,055
<b>70</b>	9,017	11,107	2,090
<b>71</b>	9,170	11,295	2,125
<b>72</b>	9,323	11,484	2,161
<b>73</b>	9,476	11,672	2,196
<b>74</b>	9,629	11,860	2,231
<b>75</b>	9,782	12,048	2,266
<b>76</b>	9,935	12,236	2,301
<b>77</b>	10,088	12,424	2,336
<b>78</b>	10,241	12,612	2,371
<b>79</b>	10,393	12,800	2,407
<b>80</b>	10,546	12,988	2,442
<b>81</b>	10,699	13,176	2,477
<b>82</b>	10,852	13,365	2,513
<b>83</b>	11,005	13,553	2,548
<b>84</b>	11,158	13,741	2,583
<b>85</b>	11,311	13,929	2,618

使用水量 (m <sup>3</sup> )	下水道使用料金(円)		増加額 (円)
	現行	改定後	
<b>86</b>	11,464	14,117	2,653
<b>87</b>	11,617	14,305	2,688
<b>88</b>	11,770	14,493	2,723
<b>89</b>	11,922	14,681	2,759
<b>90</b>	12,075	14,869	2,794
<b>91</b>	12,228	15,057	2,829
<b>92</b>	12,381	15,246	2,865
<b>93</b>	12,534	15,434	2,900
<b>94</b>	12,687	15,622	2,935
<b>95</b>	12,840	15,810	2,970
<b>96</b>	12,993	15,998	3,005
<b>97</b>	13,146	16,186	3,040
<b>98</b>	13,299	16,374	3,075
<b>99</b>	13,451	16,562	3,111
<b>100</b>	13,604	16,750	3,146
<b>101</b>	13,779	16,966	3,187
<b>102</b>	13,954	17,182	3,228
<b>103</b>	14,129	17,397	3,268
<b>104</b>	14,304	17,613	3,309
<b>105</b>	14,479	17,828	3,349
<b>106</b>	14,654	18,044	3,390
<b>107</b>	14,829	18,260	3,431
<b>108</b>	15,004	18,475	3,471
<b>109</b>	15,178	18,691	3,513
<b>110</b>	15,353	18,906	3,553
<b>200</b>	31,094	38,310	7,216
<b>300</b>	51,774	63,830	12,056
<b>400</b>	72,454	89,350	16,896
<b>500</b>	94,564	116,630	22,066
<b>600</b>	116,674	143,910	27,236
<b>700</b>	140,324	173,060	32,736
<b>1,000</b>	211,274	260,510	49,236
<b>1,500</b>	348,224	429,360	81,136
<b>2,000</b>	485,174	598,210	113,036
<b>2,500</b>	630,374	777,510	147,136

# 下水道使用料と汚水処理費の推移 (令和5年度までは実績値、6年度からは見込値)



実績値	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
下水道使用料	2,903,083	2,910,246	2,941,476	2,935,007	3,291,030	2,841,368	3,111,499	3,113,293	3,096,661	3,078,570
汚水処理費	3,568,451	3,577,113	3,579,532	3,585,581	3,625,913	3,154,109	3,514,843	3,564,076	3,540,644	3,608,618
見込値	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
下水道使用料	3,045,698	3,734,787	3,717,275	3,701,585	3,690,034	3,679,739	3,670,760	3,663,076	3,656,831	3,651,614
汚水処理費	3,596,685	3,663,699	3,714,617	3,775,523	3,839,010	3,899,537	3,962,646	4,009,089	4,036,495	4,100,369